議案第138号

大阪市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市個人番号の利用等に関する条例(平成27年大阪市条例第87号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改正後						改正前					
別	別表第2(第3条関係)					別表第2(第3条関係)						
	項番号	執行機関	事務	特定個		T百	項番号	執行機関	事務	特定個		
				人情報		_	は倒り		争伤	人情報		
	[略]				[同左]							
	8	市長	地方税法そ	[略]			8	市長	地方税法そ	[同左]		
			の他の地方						の他の地方			
			税に関する						税に関する			
			法律及びこ						法律及びこ			
			れらの法律						れらの法律			
			に基づく <u>条</u>						に基づく <u>条</u>			
			例又は森林						<u>例</u> による <u>地</u>			
			環境税及び						<u>方税</u> の賦課			
			森林環境譲						徴収又は <u>地</u>			
			<u>与税に関す</u>						<u>方税</u> に関す			
			る法律(平						る調査(犯			
			成31年法律						則事件の調			
			第3号) に						査を含む。)			
			よる <u>地方税</u>						に関する事			
			若しくは森						務であって			
			林環境税の						市規則で定			
			賦課徴収又						めるもの			
			は <u>地方税若</u>									

	しくは森林				
	環境税に関				
	する調査				
	(犯則事件				
	の調査を含				
	む。) に関す				
	る事務であ				
	って市規則				
	で定めるも				
	0				
[略]		[同左]	•	•	
L		L			

附則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

令和5年9月15日提出

大阪市長 横山 英幸

説明

森林環境税の賦課徴収又は森林環境税に関する調査に関する事務の処理に関して個人番号を利用することができることとするため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。